

自治会ハンドブック

このハンドブックは、町から自治会に対し行っている支援やお願い
している業務、必要な手続きなどの概要をまとめたものです。

矢 巾 町

第 1 版(令和6年2月)

目 次

1章 矢巾町内の自治会の概要	4 ページ
----------------	-------

2章 町への届出や連絡について	4 ページ
-----------------	-------

- 1 コミュニティ会長・自治公民館長が交代する
- 2 自治会からの推薦による委員が交代する
- 3 文書配布の担当者や配達先を変更する
- 4 ごみ集積所を設置する

3章 補助金・助成金制度	9 ページ
--------------	-------

- 1 行政区掲示板設置事業
- 2 防犯灯設置事業
- 3 ごみ集積所設置事業
- 4 公民館建設事業
- 5 公民館整備事業
- 6 コミュニティ活動促進事業
- 7 みどりのふるさと整備事業
- 8 防犯灯電気料補助事業
- 9 自治公民館管理運営事業
- 10 集団資源回収事業奨励補助金
- 11 道路愛護会活動
- 12 河川愛護会活動
- 13 福祉のまちづくり支援事業（矢巾町社会福祉協議会）
- 14 コミュニティ助成事業（一般財団法人 自治総合センター）

4章 物品などの支給・貸出し	20 ページ
----------------	--------

- 1 春の花いっぱい運動
- 2 町をみんなできれいにする運動
- 3 回覧板
- 4 除雪機

- 5 町道敷砂利の要望とりまとめ
- 6 害虫防除用器具
- 7 ペットのマナー、不法投棄などに関する啓発看板の貸出し
- 8 自治会活動に係る住民基本台帳閲覧

5章 町からの依頼・委託業務 22 ページ

- 1 コミュニティ計画
- 2 文書配布業務
- 3 コミュニティ活動活性化業務
- 4 河川雑物除去業務
- 5 コミュニティ公園管理
- 6 矢巾町地域敬老事業実施業務

6章 町関係団体などによる募金・集金依頼 26 ページ

- 1 緑の募金
- 2 矢巾町防犯協会会費
- 3 日本赤十字社活動資金
- 4 矢巾町青少年健全育成町民会議会費
- 5 矢巾町子ども会育成会連合会負担金
- 6 矢巾町社会福祉協議会会費
- 7 歳末たすけあい募金
- 8 赤い羽根共同募金

7章 自主防災組織 30 ページ

8章 避難行動要支援者情報提供同意者名簿 32 ページ

9章 認可地縁団体 34 ページ

10章 地域づくり事業・広聴活動 35 ページ

- 1 コミュニティワークショップ
- 2 夏の花いっぱい運動

- 3 町政全般に関するご意見・ご提言
- 4 支え合いマップの作成
- 5 こびりっこサロン
- 6 通いの場体操くらぶ
- 7 エン（縁）ジョイやはばネットワーク事業

11章 その他自治会に関わる事業など 39 ページ

- 1 自治会対抗資源回収コンクール
- 2 矢巾町協働の道づくり事業
- 3 議会広聴会
- 4 食生活改善推進員
- 5 矢巾町青少年健全育成町民会議 山ゆり賞受賞候補者の推薦
- 6 矢巾町教育振興運動推進委員会 推進幹事及び推進協力員の選出

(注)この手引きでは、自治会、コミュニティ、コミュニティ会などの地域コミュニティを総称して「自治会」と表記します。

1章 矢巾町内の自治会の概要

矢巾町には 41(令和6年2月現在)の自治会があり、地域住民が安心して暮らせる地域づくりに努めています。また、町内自治会の連合体として「矢巾町コミュニティ連合会」が存在し、全41自治会で構成しております。

2章 町への届出や連絡について

1 コミュニティ会長・自治公民館長が交代する

役員改選期にあたる年度の1月末頃、町から自治会に対し次年度のコミュニティ会長、自治公民館長を務める方について照会させていただきますので、3月下旬頃の締切日までに報告をお願いいたします。また、この時に報告いただいた役員が任期途中で交代がある場合、担当課へ速やかにご連絡ください。

《担当》 企画財政課 企画コミュニティ係

Tel : 019-611-2721 Email : k_community@town.yahaba.iwate.jp

2 自治会からの推薦による委員が交代する

下記委員については、各自治会から推薦いただいた方に依頼しております。それぞれ推薦を依頼する時期や任期は異なりますが、任期途中で交代がある場合は担当課へ速やかにご連絡ください。

スクールガードボランティア

活動内容

- ・児童の登下校時間に合わせ、通学路で子どもたちの安全の見守り。
- ・活動を通じて気づいたこと(危険な場所や不審者など)を学校の関係者と話し合い。

活動期間

4月1日から3月31日まで

※初回の申込で翌年以降も継続となるため、継続しない方は「辞退届」を提出。

選任方法

- ・各自治会からの推薦(2月頃推薦依頼)
- ・一般申込(広報2月号で募集)

申込窓口

各地区の小学校

活動物品

各小学校からベストを支給します。

保険

年度ごとにボランティア保険に加入します。(費用は町負担)

講習会

年1回、各小中学校で講習会を実施します。

《担当》 学校教育課 総務係 Tel : 019-611-2643

民生児童委員

目的

民生児童事務の運営を円滑にし、もって町民の福祉助長を図るため。

活動内容

(1) 相談から支援に「つなぐ」

病気や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的な不安など、生活上のさまざまな心配ごとや相談を受けとめ、必要に応じて役場などの専門機関につなぎ、適切な支援や福祉サービスが受けられるようにサポートします。

(2) 地域の見守り活動

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、災害時に配慮が必要な方のいる世帯などを定期的に訪問したり、相談にのったり、健康状況の確認や振り込め詐欺などの犯罪被害防止のための啓発なども兼ねて、安否確認や見守り活動を行う。

任期

3年間(12月1日から11月30日まで)

選任方法

各自治会からの推薦(1月頃に推薦依頼のお知らせ、4月頃に推薦依頼を通知)

《担当》 福祉課 生活相談係 Tel : 019-611-2571

ごみ減量推進員

目的

ごみの資源化、再生利用などによるごみ減量化を推進すると共に、ごみ処理活動を円滑に行

うため。

活動内容

- (1) ごみ減量化活動の推進に関すること。
- (2) ごみの資源化及び再利用などの推進に関すること。
- (3) ごみ処理方法の指導に関すること。
- (4) ごみ処理に関する連絡及び周知に関すること。
- (5) その他生活環境の清潔の保持に係る活動に関すること。

〈具体例〉青空教室の日程調整、ごみ集積所の使用や管理についての指導等

任期

2年間(4月1日から3月31日まで)

選任方法

各自治会からの推薦(自治会役員の照会と併せて1月末頃依頼)

※各自治会に1人設置。

謝礼

10,000円/年

〈担当〉 町民環境課 環境係

Tel : 019-611-2506 Email : kankyo_yhb@town.yahaba.iwate.jp

矢巾町体育振興委員

目的

矢巾町民の社会体育、スポーツの振興を図るため。

活動内容

- (1) 体育、スポーツ、レクリエーションの団体の育成と、町民スポーツ活動の普及を図る。
- (2) 自治公民館の体育、スポーツ、レクリエーション行事に協力し、その推進を図る。

〈具体例〉

- ・各自治会のスポーツの推進(運動会、スポーツ大会などの開催)
- ・町民スポーツ大会参加の取りまとめ
- ・体育振興委員会議への出席(年2回)

任期

2年間(4月1日から3月31日まで)

選任方法

各自治会からの推薦(自治会役員の照会と併せて1月末頃依頼)

※各行政区に1人設置。自治会スポーツ活動の経験者とし、町長が委嘱する。

謝礼

17,000 円/年

《担当》 文化スポーツ課 スポーツ推進係 Tel : 019-611-2862

統計調査員

目的

統計調査の結果は国や市町村の計画などの指標となり、調査の円滑な遂行及びより正確な結果とするため、地域を把握している・土地勘があると考えられる方に依頼しているもの。

活動内容

総務大臣等又は都道府県知事から任命される非常勤の公務員として、各種調査（国勢調査、農林業センサス、労働力調査、家計調査など）の統計調査に従事してもらう。調査対象である世帯や事業所などへの調査票の配布、調査の趣旨や内容などの説明、調査票の回収、点検・整理などを行う。調査の回数は年に1～2回程度だが、毎年依頼されるとは限らず、調査期間は調査によって異なるが2～3カ月程度となる。

任期

自治会から推薦書を提出いただき、調査員から退任届を提出されるまで。国勢調査など大規模な調査の期間のみ任命する場合もある。

選任方法

自治会からの推薦。

《担当》 企画財政課 情報係 Tel : 019-611-2724

保健推進員

目的

地域において町民の健康づくりをより一層推進するため。

活動内容

- ・健康福祉イベントなどの協力
 - ・会議、研修会への参加
 - ・各自治会の健康づくり活動など
- ※上記を併せ年間7～8回程度

任期

2年間(4月1日から3月31日まで)

選任方法

各自治会からの推薦(自治会役員の照会と併せて1月末頃依頼)

※各自治会2人～3人設置。

謝礼

5,000円/年

≪担当≫ 健康長寿課 健康づくり係 Tel : 019-611-2835・2825

3 文書配布の担当者や配達先を変更する

広報紙やチラシなどの文書配布について、各自治会で配布担当者を報告いただきます(自治会役員の照会と併せて1月末頃照会)。年度途中の交代がある場合、担当課に速やかにご連絡ください。

また、毎月の文書配布時に町から自治会へ文書を届ける配達先についても、配布担当者の自宅や自治公民館などを選定し併せて報告いただきます。年度途中で配達先の変更がある場合も、同様に担当課まで速やかにご連絡ください。

≪担当≫ 企画財政課 企画コミュニティ係

Tel : 019-611-2721 Email : k_community@town.yahaba.iwate.jp

4 ごみ集積所を設置する

ごみ集積所の設置(新設、更新及び移設)・廃止を行う際、町では基準審査及び盛岡・紫波地区環境施設組合との協議を行いますので、必ず事前に担当課にご相談ください。

なお、自治会が所有する集積所の管理については、集積所内の不法投棄物の処理などを含め、適切に行っていただくようお願いいたします。



(町ホームページ)

≪担当≫ 町民環境課 環境係

Tel : 019-611-2506 Email : kankyo_yhb@town.yahaba.iwate.jp

3章 補助金・助成金制度

1 行政区掲示板設置事業

自治会が掲示板を設置する際に補助します。

補助率

2分の1以内

上限額

90,000円(1基あたり)

手続き

申請は原則4月から9月末まで(4月に予算内示を通知された自治会のみ)

≪担当≫ 企画財政課 企画コミュニティ係

Tel : 019-611-2721 Email : k_community@town.yahaba.iwate.jp

2 防犯灯設置事業

自治会が防犯灯を設置する際に補助します。

補助率

2分の1以内

上限額

35,000円(1基あたり)

手続き

申請は原則4月から9月末まで(4月に予算内示を通知された自治会のみ)

≪担当≫ 企画財政課 企画コミュニティ係

Tel : 019-611-2721 Email : k_community@town.yahaba.iwate.jp

3 ごみ集積所設置事業

自治会がごみ集積所を設置する際に補助します。

補助率

2分の1以内

上限額

150,000 円(1 基あたり)

※対象事業費が 10 万円を超える事業であること。

※延床面積が 10 m²を超えるもの場合は建築確認が必要(道路住宅課へ要事前相談)。

手続き

申請は原則 4 月から 9 月末まで(4 月に予算内示を通知された自治会のみ)

≪担当≫ 企画財政課 企画コミュニティ係

Tel : 019-611-2721 Email : k_community@town.yahaba.iwate.jp

4 公民館建設事業

自治会が公民館を建設する際に補助します。

補助率

2 分の 1 以内

上限額

10,000,000 円又は下記積算基礎のうち小さい額

積算基礎(合算)

- ・均等割 5,000,000 円
- ・規模割 50,000 円/3.3 m²

手続き

申請は原則 4 月から 9 月末まで(4 月に予算内示を通知された自治会のみ)

- ※1 過去に同補助事業、他団体、機関などにより補助を受け実施した場合は、完成後 15 年以上経過し補助対象事業費が 300 万円以上であること。
- ※2 過去に本補助事業による増改築を実施し 15 年以内の場合は、従前に交付した補助金額を 15 で除し経過年数を乗じた額を補助金から控除する。
- ※3 他行政区と共同建設の場合の規模については、それぞれの持ち分とする。
- ※4 増改築の場合、均等割は 5 分の 1 の額とする。

≪担当≫ 企画財政課 企画コミュニティ係

Tel : 019-611-2721 Email : k_community@town.yahaba.iwate.jp

5 公民館整備事業

自治会が公民館の各箇所修繕又は施設整備(バリアフリー化、空調機器設置、トイレ洋式化、LED化など)を行う事業に対して補助します。

補助率

2分の1以内

上限額

修繕 500,000円(1物件の上限額)

施設整備 300,000円(設備にあっては1設備あたり)

手続き

申請は原則4月から9月末まで(4月に予算内示を通知された自治会のみ)

※補助対象事業費が10万円以上であること

≪担当≫ 企画財政課 企画コミュニティ係

Tel : 019-611-2721 Email : k_community@town.yahaba.iwate.jp

6 コミュニティ活動促進事業

コミュニティ活動の促進に寄与する事業で、補助対象事業が10万円を超える事業に対して補助します(消耗品などの購入は除く)。

※資源回収保管庫は補助対象。

※消耗品以外で、関連する複数の事業の費用の合計額が10万円を超える場合は、対象とする。

補助率

2分の1以内

上限額

250,000円

≪担当≫ 企画財政課 企画コミュニティ係

Tel : 019-611-2721 Email : k_community@town.yahaba.iwate.jp

7 みどりのふるさと整備事業

矢巾町コミュニティ条例第4条1項に規定するコミュニティ計画において、社会環境及び生活環境の整備保全に関する計画を当該コミュニティの住民総意のもと定め、その事業計画に基づいて実施する交通安全、自然環境保全、コミュニケーション、保健衛生、社会福祉、スポーツ及びレクリエーション又は文化、芸能などの伝承及び保存に係る事業に対し補助します。

補助率

10分の5以内

補助金の上限額

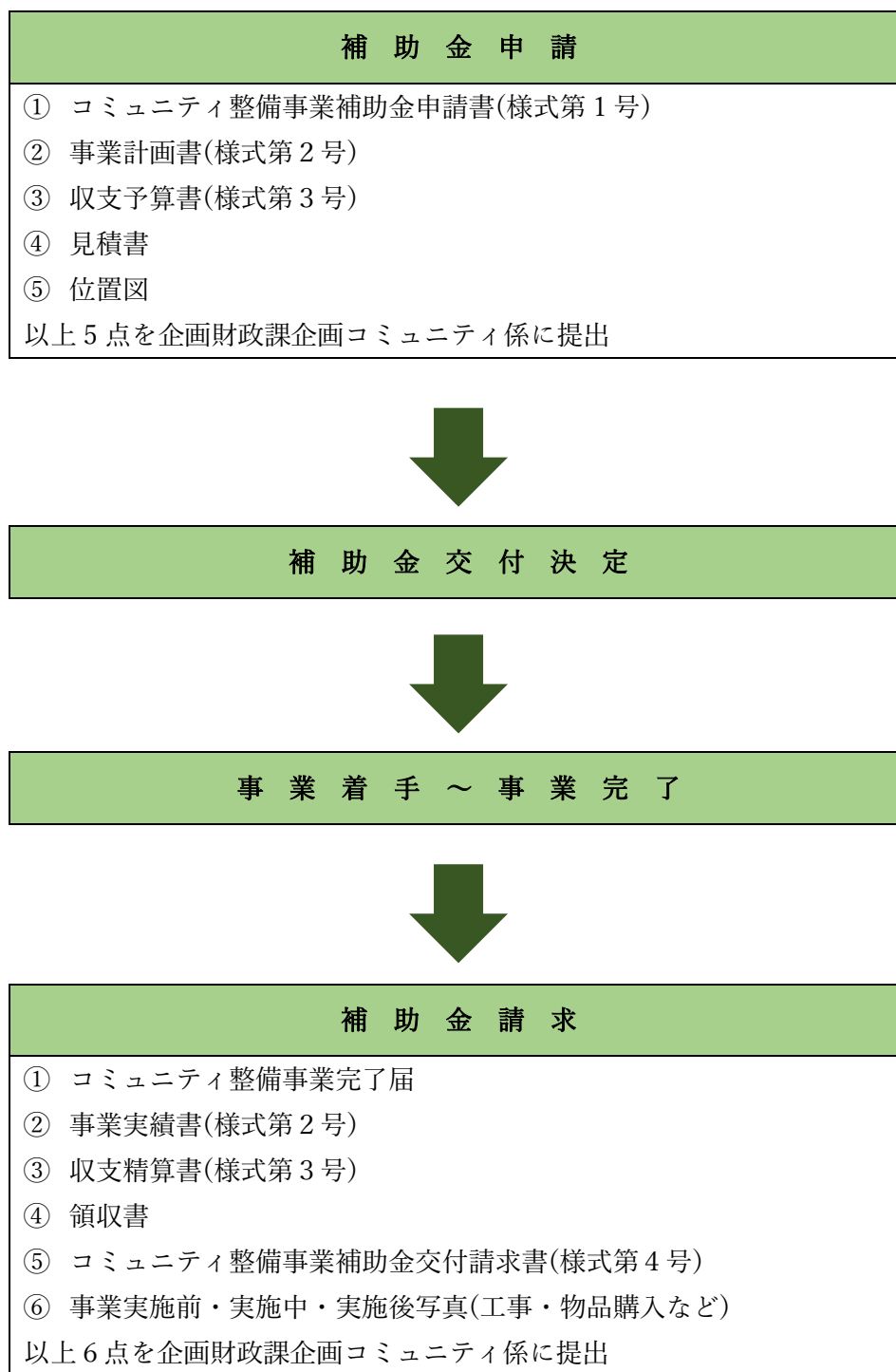
当該行政区の世帯数に応じて次の表のとおり(1,000円未満切捨て)。

行政区世帯数	補助金上限額
30世帯以下 80世帯以下	250万円
81世帯以上 140世帯以下	300万円
141世帯以上 200世帯以下	350万円
201世帯以上 350世帯以下	400万円
351世帯以上	450万円

《担当》 企画財政課 企画コミュニティ係

Tel : 019-611-2721 Email : k_community@town.yahaba.iwate.jp

【参考】 1～7コミュニティ整備事業補助金に関する手続き



※ 事業費、補助金額が変更となる場合には事業完了までに変更に関する手続きが必要になります。

8 防犯灯電気料補助事業

自治会で管理している防犯灯の電気料を補助します。

補助率

2分の1以内(基準月9月分)

上限額

なし

申請方法

下記申請書類①～⑤及び添付書類を10月末までに提出(9月に案内通知)

申請書類

- ①コミュニティ整備事業補助金申請書(様式第1号)
- ②事業計画書(様式第2号)
- ③収支予算書(様式第3号)
- ④コミュニティ整備事業補助金交付請求書(様式第4号)
- ⑤コミュニティ整備事業完了届

添付書類

- ・9月分の電気料金請求内訳書(写し)(9月末に電力会社から送付)
- ・電気料金支払領収書(写し)(10月上旬に電力会社から送付)

《担当》 企画財政課 企画コミュニティ係

Tel : 019-611-2721 Email : k_community@town.yahaba.iwate.jp

9 自治公民館管理運営事業

自治公民館に係る光熱水費に対する補助で、対象となる費用は1月～12月の12か月分の電気料、水道料金、ガス代、灯油代です。

補助率

10分の10以内

上限額

130,000円

申請方法

下記申請書類①～⑤及び添付書類を1月末まで提出(12月に案内通知)

申請書類

- ①コミュニティ整備事業補助金申請書(様式第1号)
- ②事業計画書(様式第2号)
- ③収支予算書(様式第3号)
- ④コミュニティ整備事業補助金交付請求書(様式第4号)
- ⑤コミュニティ整備事業完了届

添付書類

・1～12月分の請求書・内訳書・領収書の写し

※補助上限額(130,000円)に達する分の書類

≪担当≫ 企画財政課 企画コミュニティ係

Tel : 019-611-2721 Email : k_community@town.yahaba.iwate.jp

【参考】 8、9 申請手順

- ①以下の書類を全てご提出ください。
- ・補助金交付申請書(様式第1号)
 - ・事業計画書(様式第2号)
 - ・収支予算書(様式第3号)
 - ・光熱水費の領収書など(添付書類)
 - ・補助金交付請求書(様式第4号)
 - ・事業完了届



②町から指令書を送付



③指定の口座へ補助金を振り込み(3月頃を予定)

10 集団資源回収事業奨励補助金

資源の有効利用の意識の高揚及びごみ減量化の促進を図るため、再利用できる資源(リサイクル資源)を集団で回収する団体に対し、予算の範囲内で奨励補助金を交付します。

交付対象

リサイクル資源 (スチール缶、アルミ缶、ビン、古繊維、新聞・ダンボール等)を岩手県再

生資源商工組合員及び現に集団資源回収業を営む者であって町長が認める業者に直接搬入又は業者の出張引き取りにより有償売却若しくは、無料等で引き取りを行ったものが対象となります。

補助金額

- (1) 回数割額 集団資源回収 1 回につき 1,000 円 (限度 12,000 円)
- (2) 実績割額 団体が資源回収業者に売却又は引き渡したリサイクル資源 1 kg につき 3 円を乗じた金額。リターナブルビン類については、1 本につき 2 円。

※(1)、(2)において、集団資源回収 1 回ごとの実績割額に 100 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。



(町ホームページ)

◀担当▶ 町民環境課 環境係

Tel : 019-611-2506 Email : kankyo_yhb@town.yahaba.iwate.jp

11 道路愛護会活動

道路愛護会の活動の一環として、地域内の道路の維持・修繕(清掃や草刈など)を実施しています(毎年 2 回以上)。

道路ふれあい月間

8 月 1 日～ 8 月 31 日

実績報告書、写真の提出期限

10 月上旬まで

◀担当▶ 道路住宅課 地域整備係 Tel : 019-611-2632

12 河川愛護会活動

河川愛護会の活動の一環として、地域内の河川や水路の環境整備(清掃や草刈など)を実施しています(毎年 2 回以上)。

河川愛護月間

7 月 1 日～ 7 月 31 日

実績報告書、写真の提出期限

10月上旬まで

≪担当≫ 道路住宅課 地域整備係 Tel：019-611-2632

13 福祉のまちづくり支援事業（矢巾町社会福祉協議会）

地域において身近な福祉課題に取り組んでいる団体や、住民に向けた福祉サービスを行う団体の、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を支援し、住民参加による福祉コミュニティづくりを推進するため、次の助成事業を行います。

助成対象団体

地域の福祉向上を目的に活動する町内の自治会やボランティア・NPO 団体などの任意の住民グループ

助成額

1万円から20万円まで(千円単位)

助成対象経費

高齢者、障がい児・者、幼児・児童、その他住民を対象に行う地域での福祉活動に直接使用する機器・用具、備品の購入経費

申請方法

下記申請書類①～⑥を12月中旬までに矢巾町社会福祉協議会(矢巾町共同募金委員会)へ提出(10月に案内通知)

申請書類

- ①「福祉のまちづくり支援事業」助成申請書
- ②定款、会則(又はそれに準じるもの)
- ③前年度の事業報告書及び収支決算書
- ④今年度の事業計画書及び収支予算書
- ⑤見積書の写し(2か所)
- ⑥製品カタログ(又は価格や仕様が分かる書類)の写し

助成金交付時期

次年度

≪担当≫ 矢巾町社会福祉協議会

Tel：019-611-2840 Email：yshakyo2840@able.ocn.ne.jp

趣旨

宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくりなどに対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するものとする。

助成事業

(1) 一般コミュニティ助成事業

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備など(建築物、消耗品は除く)の整備に関する事業。

(2) コミュニティセンター助成事業

住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設(コミュニティセンター・自治会集会所など)の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業。

(3) 地域防災組織育成助成事業

ア. 自主防災組織育成助成事業

一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備など(建築物、消耗品は除く)の整備に関する事業。

イ. 消防団育成助成事業

地域防災のリーダーである消防団の装備の拡充を図るとともに、消防団の活動に対し地域住民から積極的な協力を得るために必要となる設備など(建築物、消耗品は除く)の整備に関する事業。

ウ. 女性防火クラブ育成助成事業

女性防火クラブなど主に家庭における初期消火活動、救出救護活動及び防火思想の高揚などに必要となる資器材などの整備に関する事業。

エ. 幼年消防クラブ育成助成事業

幼年消防クラブの育成及び防火思想の普及啓発に必要な資器材などの整備に関する事業。

オ. 女性消防隊育成助成事業

女性消防隊が初期消火活動を行うために必要となる D-1 級軽可搬消防ポンプなど及び

予防活動、応急救護普及活動に必要な資機材の整備に関する事業。

カ. 少年消防クラブ育成助成事業

将来の地域防災を担う人材の育成に資するため、少年消防クラブの消防防災実践活動に必要な資機材の整備に関する事業。

(4) 青少年健全育成助成事業

青少年の健全育成に資するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業及びその他コミュニティ活動のイベントに関する事業など、主として親子で参加するソフト事業。

助成事業の実施主体

(1) 一般コミュニティ助成事業

町又は町が認めるコミュニティ組織

(2) コミュニティセンター助成事業

町又は町が認めるコミュニティ組織

(3) 地域防災組織育成助成事業

町又は町が認める自主防災組織

(4) 青少年健全育成助成事業

町又は町が認めるコミュニティ組織

助成金

助成金は、1件につき次の額で10万円単位(10万円未満を切り捨て)とする。

・一般コミュニティ助成事業

100万円から250万円まで

・コミュニティセンター助成事業

対象となる事業費の5分の3以内に相当する額。ただし、1,500万円まで。

・地域防災組織育成助成事業

30万円から200万円まで

・青少年健全育成助成事業

30万円から100万円まで

助成の要望調査

実施年度の前年度8月頃に町から各コミュニティ会長へ照会

≪担当≫ 企画財政課 企画コミュニティ係

Tel : 019-611-2721 Email : k_community@town.yahaba.iwate.jp

4章 物品などの支給・貸出し

1 春の花いっぱい運動

花があふれる地域づくりを推進するため、町内全域で花の植栽運動を展開しています。運動に参加を希望する各自治会や地域の各種団体、町内の福祉施設に対して花苗を配布します。

スケジュール

- 3月末まで 参加申込書提出
- 4月下旬 町から各自治会へ花苗配布数の通知及び引換証を送付
- 5月上旬 花苗配布実施
- 8月末まで 活動調書提出
- 10月中旬 次年度の花苗配布希望数照会

≪担当≫ 企画財政課 企画コミュニティ係

Tel : 019-611-2721 Email : k_community@town.yahaba.iwate.jp

2 町をみんなできれいにする運動

共同作業を通じて和といたわりと助け合いの精神を培いながらまちづくりを推進すべく、町民一斉の清掃活動を年2回実施し、各自治会からの希望に基づき清掃に使用するごみ袋を配布しています。

スケジュール

- 2月末 第1回開催通知及びごみ袋希望数照会
- 4月上旬 第1回まちをきれいにする運動開催
- 4月中旬まで ごみ袋使用数量報告
- 8月上旬 第2回開催通知及びごみ袋希望数照会
- 10月上旬 第2回まちをきれいにする運動開催
- 10月中旬まで ごみ袋使用数量報告

≪担当≫ 企画財政課 企画コミュニティ係

Tel : 019-611-2721 Email : k_community@town.yahaba.iwate.jp

3 回覧板

班回覧用回覧板の不足、更新の要望がある場合に回覧板を提供しています。随時受け付けますのでご活用下さい(在庫状況により提供できない場合があります)。

≪担当≫ 企画財政課 企画コミュニティ係

4 除雪機

地域からの要望に基づき、除雪機の貸出しを行います。随時受け付けますのでご活用下さい(在庫状況により貸出しできない場合があります)。

《担当》 道路住宅課 地域整備係 Tel : 019-611-2632

5 町道敷砂利の要望とりまとめ

砂利道の砂利不足、凹凸の解消などに砂利を提供しています。随時受け付けますのでご活用下さい(予算状況により提供できない場合があります)。

※原則として、コミュニティ会長からの依頼のみ受け付けます。

※碎石などの運搬には、2週間前後の日数を要します。

※「多面的機能支払制度」を実施している区域への敷砂利については、同制度を優先的に活用して頂くようお願いいたします。

《担当》 道路住宅課 地域整備係 Tel : 019-611-2632

6 害虫防除用器具

アメリカシロヒトリなどの害虫被害が発生した際に防除用薬剤散布器具の貸出しを行います。随時受け付けますのでご活用ください(在庫状況により貸出しできない場合があります)。

《担当》 町民環境課 環境係

Tel : 019-611-2506 Email : kankyo_yhb@town.yahaba.iwate.jp

7 ペットのマナー、不法投棄などに関する啓発看板の貸出し

地域での注意喚起を行うため、看板の貸出しを行います。随時受け付けますのでご活用下さい(在庫状況により貸出しできない場合があります)。

《担当》 町民環境課 環境係

Tel : 019-611-2506 Email : kankyo_yhb@town.yahaba.iwate.jp

8 自治会活動に係る住民基本台帳閲覧

自治会が行う活動として公益性が認められる場合に限り、住民基本台帳閲覧申請が行えます。申請を希望する場合、申請書を作成のうえ担当課にご相談ください。

《担当》 企画財政課 企画コミュニティ係

Tel : 019-611-2721 Email : k_community@town.yahaba.iwate.jp

5章 町からの依頼・委託業務

1 コミュニティ計画

矢巾町コミュニティ条例第4条（P42参照）において、コミュニティ計画の作成が各自治会の努力義務として定められております。5か年計画であるコミュニティ計画は、地域の概要や自治会の活動目標、事業及び資金計画などを定めることで自治会の運営指針になるとともに、町にとっても、コミュニティ整備事業の見通しの把握をはじめ、コミュニティ支援施策の方向性を検討する上で重要な計画です。

計画期間

令和3年度から令和7年度まで（現計画期間）

計画作成時期

計画終了年度の9月末まで

※当該年度当初に町から提出を依頼します。

≪担当≫ 企画財政課 企画コミュニティ係

Tel : 019-611-2721 Email : k_community@town.yahaba.iwate.jp

2 文書配布業務

町では、自治会に対し毎月の町広報紙などの文書配布を依頼しています。文書配布は毎月当該前月末に町から各自治会が指定した場所へ配達し、当該月の原則1日に各自治会で各世帯へ配布しています。配布担当者については自治会の判断で決めていただき、複数名や交代制としても差し支えありません。

※文書配布は令和5年度まで行政区長と矢巾町で業務委託契約を締結していましたが、令和6年度からは自治会に対し矢巾町から3のコミュニティ活動活性化業務と併せて文書配布に必要な活動交付金を支給します。

業務期間

4月1日から3月31日まで

依頼時期

3月中旬～下旬

交付金の額

40円×世帯数×12か月

業務内容

町が毎月発出する配布文書の各世帯への配布

《担当》 企画財政課 企画コミュニティ係

Tel : 019-611-2721 Email : k_community@town.yahaba.iwate.jp

3 コミュニティ活動活性化業務

町のコミュニティ活性化事業及び自治会活動の双方を円滑に行うべく、各自治会に活動交付金を支給します。

※令和5年度まで行政区長業務として契約していたものですが、令和6年度からは(1)の文書配布業務と併せ活動交付金を支給します。

業務期間

4月1日から3月31日

依頼時期

3月中旬～下旬

交付金の額

全地域一律 120,000円

業務内容

町のコミュニティ活性化事業への協力や、地域住民の要望・意見の集約及び町への伝達など

《担当》 企画財政課 企画コミュニティ係

Tel : 019-611-2721 Email : k_community@town.yahaba.iwate.jp

4 河川雑物除去業務

一級河川及び逆堰、新川堰の雑物があった場合、除去(機械伐開、集積処分)をお願いしています。

契約時期

6月上旬に町から契約書2部送付

委託契約金

対象行政区の延長・面積などによる

完了報告書、写真、請求書の提出期限

10月上旬まで

一級指定県管理河川(見前川・芋沢川・岩崎川・大白沢川・太田川)

該当行政区…高田3区ほか22行政区

逆堰水路

該当行政区…高田2区・藤沢・西徳田2区・東徳田2区

新川堰

該当行政区…南矢幅1区・白沢

《担当》 道路住宅課 地域整備係 Tel: 019-611-2632

5 コミュニティ公園管理

各地域にあるコミュニティ公園の管理は各自治会に委託しています。主な内容については、草刈りやゴミ拾い、トイレ清掃などです。公園にある樹木の枝の剪定についても可能な範囲で自治会にお願いしていますが、地域での負担が大きい場合、高度な作業が求められる場合は町で対応しますのでご相談ください。なお、公園に設置されている遊具については、町が毎年設備点検を実施していますが、破損などにお気づきの際は担当へご連絡いただくようお願いいたします。

《担当》 企画財政課 企画コミュニティ係
Tel: 019-611-2721 Email: k_community@town.yahaba.iwate.jp

6 矢巾町地域敬老事業実施業務

矢巾町地域敬老事業の実施業務を矢巾町コミュニティ連合会へ委託し、自治会等にて各種お祝い事業を行っています。

業務期間

7月頃から3月31日

依頼時期

7月頃

委託料段階

(1) 対象者	140人以上	85,000円	
(2) 対象者	100人以上 140人未満	70,000円	
(3) 対象者	70人以上 100人未満	50,000円	
(4) 対象者	70人未満	40,000円	(※令和5年度)

業務内容

(1) 敬老祝い品贈呈事業

長寿を祝福するために、高齢者に祝い品等を贈呈する事業（対象者1人あたり400円程度）。

(2) 敬老つどい事業

長寿を祝福する催しまたは高齢者の生きがいを高めるために高齢者及び地域住民が集う事業（対象者参加者1人あたり1,100円程度）。

対象者

自治会等の区域内に住所を有し、年度内に75歳以上である者（施設入居者は除く）。

≪担当≫ 健康長寿課 Tel : 019-611-2821

6章 町関係団体などによる募金・集金依頼

1 緑の募金

目的

地球規模での森林の減少が大きな問題となってきた中、一人ひとりの理解と協力を得て、自然と産業の調和を図り、地域住民の生活環境を豊かにするとともに林業振興に寄与するため。

募金運動期間

3月20日から5月31日まで春の緑の募金

9月1日から10月31日まで秋の緑の募金を行いますが、自治会別に募金の協力依頼をするのは春の募金のみです。

募金方法

- ・家庭募金とし、1世帯100円以上を目標に御協力いただける方をお願いします。
- ・一人暮らしの高齢者、生活保護世帯などにはご配慮いただきますようお願いします。

《担当》 岩手県緑化推進委員会 矢巾支部 事務局
産業観光課 農林振興係 Tel：019-611-2617

2 矢巾町防犯協会会費

目的

安全安心なまちづくりのため

活動内容

矢巾町地域安全推進隊を中心としてショッピングセンターやJR矢幅駅前、各種祭典時における地域安全啓発活動、春・夏・冬休み期間中の防犯啓発活動及び清掃活動を実施。

納入期間

6月から11月末

納入方法

行政区ごとに事務局まで持参していただくか、金融機関口座に行政区名で振込み願います。

《担当》 矢巾町防犯協会 事務局
総務課 防災安全室 Tel：019-611-2708

3 日本赤十字社活動資金

趣旨

日本赤十字社では、自然災害などに見舞われた被災地における医療救護活動や、被災者に配布する救援物資の備蓄を行い、被災地活動支援や、国境や民族を越えて医療活動や食料などの国際救護活動に参加しています。こうした活動ができるのは、赤十字の目的に賛同し、活動資金をお寄せいただいた皆さまのお力添えによるものです。地域の方々から赤十字事業へのご賛同と活動資金へのご協力をいただきますようお願いいたします。

募集の期間

通年(強化月間：5月1日から5月31日まで)

募集の方法

- ・一口 500円
- ・アまたはイの方法でお願いします。
 - ア 個別に各世帯から取りまとめ
 - イ 自治会の年間予算から一括納入

自治会予算のため、自治会の皆様に総会などで赤十字に活動資金を支出することの周知がなされていることが大切です。

納入期限

6月末まで

※活動資金は通年募集しており、期間以外にご協力いただいた方は、その都度お持ちください。随時受付いたします。

《担当》 日本赤十字社岩手県支部矢巾町分区 事務局
福祉課 生活相談係 Tel：019-611-2573

4 矢巾町青少年健全育成町民会議会費

目的

町民の皆様のご理解とご協力を賜りながら、矢巾町の次世代を担う青少年のための活動を実施するため。

納入方法

1世帯につき300円の納入を自治会あて依頼し、振込または町公民館窓口にて納入

納入期限

原則6月末日まで

《担当》 矢巾町青少年健全育成町民会議 事務局

5 矢巾町子ども会育成会連合会負担金

目的

子どもの健全な育成と福祉の増進を図ることを目的に、子ども会活動を実施するため。

納入期限

原則5月末日まで

納入方法

1 自治会 1,000 円と、1 世帯 50 円(65 歳以上の独居世帯を除く)の負担金を各地区育成会長あて依頼し、振込または町公民館窓口にて納入

≪担当≫ 矢巾町子ども会育成会連合会 事務局

文化スポーツ課 生涯学習係 Tel：019-611-2858

6 矢巾町社会福祉協議会会費

目的

誰ひとり取り残さない支え合いの地域づくりに向けた、町内の高齢・障がい・児童など様々な社会福祉活動の推進・充実・強化のため。

納入期間

5月1日～8月末まで

納入方法

1 世帯 1,000 円を自治会で取りまとめ、振込みまたは窓口へ持参。

≪担当≫ 矢巾町社会福祉協議会

Tel：019-611-2840 Email：yshakyo2840@able.ocn.ne.jp

7 歳末たすけあい募金

目的

生活にお困りの方、一人暮らし高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯などが明るく希望に満ちたお正月を迎えられるようにすること。

納入期間

10月1日～11月末まで

納入方法

1 世帯 400 円を目標に自治会で取りまとめ、振込みまたは窓口へ持参。

《担当》 矢巾町社会福祉協議会

Tel : 019-611-2840 Email : yshakyo2840@able.ocn.ne.jp

8 赤い羽根共同募金

目的

町内の子ども、高齢者、障がい者を支援するさまざまな福祉活動に役立てること。

納入期間

10月1日～11月末まで

納入方法

1世帯500円を目標に自治会で取りまとめ、振込みまたは窓口へ持参。

《担当》 矢巾町社会福祉協議会

Tel : 019-611-2840 Email : yshakyo2840@able.ocn.ne.jp

7章 自主防災組織

自主防災組織とは

地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識の基づき自主的に結成する防災組織。

組織の重要性について

大規模な災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐためには、国や都道府県、市町村の対応（公助）だけでは限界があり、早期に実効性のある対策をとることが難しいため、自分の身を自分の努力によって守る（自助）とともに、普段から顔をあわせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要である。そして「自助」「共助」「公助」が有機的につながることにより、被害の軽減を図ることができる。

組織の活動について

〈平常時〉

- ① 防災知識の普及
- ② 消火訓練、避難訓練、避難所運営訓練その他防災訓練の実施
- ③ 情報の収集、伝達体制の確立
- ④ 家庭及び地域の火気使用設備及び器具などの点検
- ⑤ 防災用資機材などの備蓄及び管理
- ⑥ 地域の危険箇所や避難場所などの把握、発災時における地域内での連絡体制の構築

〈災害時〉

- ① 安否確認及び避難誘導
- ② 出火防止及び初期消火
- ③ 住民に対する避難指示などの伝達、確認
- ④ 地域内の被害状況などの情報収集
- ⑤ 救出、救護活動の実施及び協力
- ⑥ 炊き出し及び救援物資の配分など避難所運営に対する協力

組織に係る手続きについて

- ・ 自主防災組織結成届出書
ほか

組織に対する町からの支援について

- ・ 自主防災活動に必要な防災用資機材等の整備を促進するため、必要な指導及び援助を行う。
- ・ 自主防災組織が効果的な防災活動を行えるよう、あらかじめ、自主防災組織が実施する業

務を定め、非常時及び災害時に分担する任務を班編成等により、明確にする。

《担当》 総務課 防災安全室 Tel：019-611-2708

8章 避難行動要支援者情報提供同意者名簿

矢巾町では、障がいをお持ちの方や要介護認定を受けている方など、災害時に、ご自身や家族の力だけで避難することが困難で、何らかの助けを必要とする方(「避難行動要支援者」といいます。)を支援するために避難行動要支援者名簿(以下、「名簿」とします。)の登録を進めています。

この名簿は、名簿登録者が居住する行政区の支援者(コミュニティ会長、民生児童委員、消防団など)に提供され、地域が主体となって、日ごろの声かけや見守り活動と、災害時の避難支援体制を整えるために活用されます。

名簿登録の対象者

- (1) 75歳以上の方のみで生活している世帯の方
- (2) 要介護3以上かつ在宅で生活している方
- (3) 身体障害者手帳所有者のうち下記のいずれかに該当する方
 - ・肢体不自由 1級または2級
 - ・視覚障がい 1級または2級
 - ・聴覚障がい 2級
- (4) 療育手帳所有者のうちA判定の方
- (5) その他援助を必要とする方(難病患者など)

名簿登録の手続き方法

「矢巾町避難行動要支援者名簿登録(新規・変更・抹消)申請書」に必要事項を記入し、役場1階福祉課へご提出ください。

「矢巾町避難行動要支援者名簿登録(新規・変更・抹消)申請書」は、役場1階福祉課に備え付けられているほか、ホームページ(下記QRコード)からダウンロードすることもできます。



名簿の提供先

- (1) コミュニティ会長(担当地域)
- (2) 民生児童委員(担当地域)
- (3) 自主防災組織(担当地域)

- (4) 矢巾町消防団(各部の管轄地域)
- (5) 盛岡南消防署矢巾分署
- (6) 矢巾町社会福祉協議会
- (7) その他町長が必要と認める者

(矢巾町地域包括支援センター、紫波地域障がい者基幹相談支援センター)

※名簿の提供を受けた者には守秘義務が課せられます。日ごろの見守りや災害時の避難支援体制の整備といった目的以外で、名簿が利用されることはありません。

※年度初めに名簿に基づき行政区域ごとに避難行動要支援者同意者名簿を作成し、各自治会へ名簿を2部配布しています。名簿を提供する際に、前年の名簿は町で回収します。

名簿の活用方法の例

- ・地域における防災訓練・避難訓練の際に、実際に避難を行う。
安否確認訓練や避難情報伝達訓練を行うことも想定されます。
- ・地域で作成する“支え合いマップ”などの参考情報とする。
矢巾町社会福祉協議会が、“支え合いマップ”作成講習会を開催しています。
- ・平時からの声かけや、名簿未登録者に対する登録の動機付けを行う。

≪担当≫ 福祉課 生活相談係 Tel：019-611-2576

9章 認可地縁団体

自治会は、不動産の保有を目的とする場合、町長の認可を受けることで地縁団体として法人格を取得することが可能です。法人格を取得することで、自治会が所有する土地や自治公民館などの不動産を自治会名で登記することが可能となります。

認可を受けるための要件

- ①スポーツや社会福祉などの特定の活動ではなく、地域的な共同活動を行っていること。
- ②自治会の区域が客観的に明らかなものとして定まっていること。
- ③区域内の住民全ての個人が構成員となることができ、相当数の者が現に構成員となっていること。
- ④規約を定めていること。

申請までの流れ

- ①規約の整備、構成員の確定、代表者の確定、保有資産の確定
- ②総会の開催(認可申請の決議、議事録の作成)
- ③町へ申請

認可後について

- ①資産の登記をする場合

町への印鑑登録が必要です。また、「認可地縁団体証明書」及び「認可地縁団体印鑑登録証明書」(いずれも発行手数料 300 円/1部)を発行する必要があります。

- ②告示内容の変更について

代表者や規約など、告示された内容に変更が生じた場合、速やかに町へ申請を行ってください。

≪担当≫ 企画財政課 企画コミュニティ係

Tel : 019-611-2721 Email : k_community@town.yahaba.iwate.jp

10章 地域づくり事業・広聴活動

1 コミュニティワークショップ

趣旨

町職員などが各自治公民館を直接訪問しワークショップを実施することで、地域が抱える課題・問題の掘り起しを図るもの。参加住民が意見などを出しやすい雰囲気を醸成し、普段は見落としがちな課題・問題について洗い出すことを目的とします。

実施場所

各自治公民館など

事業内容

進行役及び書記によるワークショップ

その他

- ・現在抱えている課題・問題を議論する。
- ・洗い出された課題・問題について優先順位をつける。

≪担当≫ 企画財政課 企画コミュニティ係

Tel : 019-611-2721 Email : k_community@town.yahaba.iwate.jp

2 夏の花いっぱい運動

趣旨

矢巾町民憲章に掲げる、緑あふれる美しいまち、和といたわりと希望のまちを目指し、町民の参加のもと花があふれる地域づくりを推進することを目的とします。また、沿線での花壇整備により景観の統一感と華やかさを演出します。

期間

6月下旬

場所

県道不動盛岡線

実施内容

花壇への花苗定植作業

≪担当≫ 産業観光課 観光振興係 Tel : 019-611-2605

3 町政全般に関するご意見・ご提言

町では、地域が抱える課題を把握すべく、地域住民の皆様に参加をお願いする地域懇談会を開催することがあります。開催する際は、地域の多くの皆さまにご参加いただきますよう、地域内での周知などにご協力をお願いいたします。

また、地域懇談会のような機会以外でも、地域の困り事などは随時受け付けておりますので、担当課に直接ご相談いただくか、地域支援の窓口である企画財政課までご相談ください。

《地域支援窓口》 企画財政課 企画コミュニティ係

Tel : 019-611-2721 Email : k_community@town.yahaba.iwate.jp

4 支え合いマップの作成

趣旨

住宅地図をもとに住民の持つ情報を共有し、地域の強みと課題、支援者、支援の必要な方などを把握し、見守りや生活支援活動へとつなげることで、安心・安全な地域づくりを推進することを目的とします。

実施場所

各自治公民館など

事業内容

行政区ごとに拡大印刷した住宅地図に、シールを貼る、直接書き込む、矢印でつなぐなどして情報をまとめ、参加者で共有する。

その他

個人情報保護には留意し実施する。

《担当》 矢巾町社会福祉協議会

Tel : 019-611-2840 Email : yshakyo2840@able.ocn.ne.jp

5 こびりっこサロン

趣旨

高齢者を中心とした地域住民が主体となり、住民同士の交流活動や介護予防活動に取り組む「地域の居場所」活動を支援することで、互いに支え合うことのできる地域づくりや、住民の生きがいがづくり、心身の健康状態の維持することを目的とします。

実施場所

各自治公民館など

事業内容

サロン実施団体に対し、運営・企画相談、物品（レク用具など）の貸出し、スタッフの派遣、代表者交流会の実施、活動補助金の交付などの支援を行う。



(社協ホームページ)

≪担当≫ 矢巾町社会福祉協議会

Tel : 611-2840 Email : yshakyo2840@able.ocn.ne.jp

6 通いの場体操くらぶ

趣旨

概ね 65 歳以上の地域住民が主体となり、介護予防に効果のある「シルバーリハビリ体操」を定期的に行う通いの場体操くらぶの立ち上げ及び活動継続支援を行い、身体機能の維持・向上を目指すのみでなく、互いに支え合うことのできる地域づくりや、住民の生きがいづくりを支援することを目的とします。

実施場所

各自治公民館など

事業内容

通いの場体操くらぶの立ち上げ支援として町保健師や南昌病院のリハビリ専門職の派遣定期訪問、体力測定の実施、希望講師派遣の調整などを行う。

≪担当≫ 健康長寿課

Tel : 611-2828 Email : choujushien@town.yahaba.iwate.jp

7 エン（縁）ジョイやはばネットワーク事業

趣旨

子どもや障がい者、高齢者を含む多世代の方が身近な地区の公民館等に集まり、交流活動を通じて、健康寿命の延伸及び地域での支え合い体制を構築し、住み慣れた地域で安心して過ごせる環境づくりを目的とします。

実施場所

各自治公民館など

事業内容

自主的に事業を実施する活動団体に補助金を交付し支援を行う。

◀担当▶ 健康長寿課

Tel : 611-2830 Email : choujushien@town.yahaba.iwate.jp

11章 その他自治会に関わる事業など

1 自治会対抗資源回収コンクール

実施目的

町民一人ひとり更には地域住民が一体となって、ごみの排出削減に対する自覚を持ち、「ごみを出さない」、「ごみとしない」という資源のリサイクル化意識の高揚を図るとともに、地域での資源回収活動を広く取り組むことにより、矢巾町のごみ減量化運動の推進を図ることを目的としています。

表彰対象

実施期間中の集団資源回収における各自治会一人当たりのリサイクル量により順位を決定し、上位8位までを表彰します。また、対前年比伸長率1位の団体を特別賞として表彰の対象とします。ただし、特別賞該当団体が前述の上位8位に入賞している場合は、その団体を除いた最も上位の団体を特別賞の対象とします。



(町ホームページ)

《担当》 町民環境課 環境係

Tel : 019-611-2506 Email : kankyo_yhb@town.yahaba.iwate.jp

2 矢巾町協働の道づくり事業

目的

道路は地域の共有財産であるとの認識のもと、地域に暮らす町民と町とが地域の身近な道路における簡易な改良工事などを役割分担する協働の道づくり事業(以下「事業」という。)を行うことにより、町民の交通利便の向上を図ることを目的としています。

役割

協働者は、町民の参画のもと事業の内容を企画し、改良工事などの作業に従事し、及び事業の進捗を管理するものとする。

《担当》 道路住宅課 地域整備係 Tel : 019-611-2632

3 議会広聴会

年複数回、地域の各自治公民館などで住民と議員が懇談し、その周知としてチラシを班回覧

(または全戸配布)しています。

≪担当≫ 議会事務局 議事係 Tel：019-611-2801

4 食生活改善推進員

目的

「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、子どもから高齢者まで、食を通じた健康づくりのお手伝いをするボランティアです。

活動内容

- ・地区(自治会)での栄養講習会の企画、実施
- ・町の食を通じた健康づくり事業への協力

養成

- ・町が開催する栄養教室を受講した方が食生活改善推進員として活動いただけます。
- ・栄養教室は広報などで公募、現在活動中の食生活改善推進員からの紹介で応募いただきます。

≪担当≫ 矢巾町食生活改善推進協議会 事務局

健康長寿課 健康づくり係 Tel：019-611-2822

5 矢巾町青少年健全育成町民会議 山ゆり賞受賞候補者の推薦

地域内で青少年健全育成に寄与する活動を行う個人を表彰すべく、各自治会に受賞候補者の推薦を依頼します。

推薦依頼時期

12月頃

表彰式

矢巾町青少年健全育成町民会議 総会と同日開催

(例年4月、矢巾町コミュニティ連合会総会と同日開催)

≪担当≫ 矢巾町青少年健全育成町民会議 事務局

文化スポーツ課 生涯学習係 Tel：019-611-2858

6 矢巾町教育振興運動推進委員会 推進幹事及び推進協力員の選出

各自治公民館長を推進幹事、その他2～3名程度を推進協力員として選出いただくもの(各自治公民館長あて依頼)。

《担当》 矢巾町教育振興運動推進委員会 事務局
文化スポーツ課 生涯学習係 Tel : 019-611-2858

○矢巾町コミュニティ条例

昭和 55 年 6 月 18 日

条例第 19 号

(目的)

第 1 条 この条例は、町民が連帯感に基づく助け合いの気持ちを醸成しつつ、住み良い地域社会を自らの手で作るという共通の目標に向かって、組織的かつ継続的に自主的な活動を展開している行政区等を区域とする地域社会(以下「コミュニティ」という。)を醸成し、及びコミュニティの活動を推進するための基本的な事項を定め、もって矢巾町民憲章に掲げる理想のまちの実現を図ることを目的とする。

(町と町民の基本的姿勢)

第 2 条 町は、コミュニティが住民自治の原点であるとの認識のもとに、コミュニティの自主性と創造性を尊重しながら、コミュニティを醸成し、及びコミュニティの活動を推進するための施策を講ずるものとする。

2 町民は、コミュニティの意義を理解し、自主的かつ創造的にコミュニティを醸成し、及びコミュニティの活動を推進するよう努めるものとする。

(コミュニティ組織)

第 3 条 町民は、コミュニティを醸成し、及びコミュニティの活動を推進するため、自主的にコミュニティを単位とした町内に住所を有する個人及び町内で活動する団体を構成員とする組織(以下「コミュニティ組織」という。)を設け、かつ、運営するよう努めるものとする。

2 町長は、コミュニティ組織の自主性を尊重しながら、その運営について必要な助言をするものとする。

(コミュニティ計画)

第 4 条 町民は、コミュニティを醸成し、及びコミュニティの活動を推進するため、自主的にコミュニティを単位としたコミュニティに関する計画(以下「コミュニティ計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

2 町長は、町民がコミュニティ計画を作成するに当たっては必要な助言をするとともにコミュニティ計画の内容を町の総合的かつ基本的な計画に反映させるよう努めるものとする。

(コミュニティ施設)

第 5 条 町は、コミュニティを醸成し、及びコミュニティの活動を推進するため、必要に応じ

コミュニティを単位とした町民の共同利用を目的とする施設(以下「コミュニティ施設」という。)の設置の促進を図るものとする。

2 町民は、自主的にコミュニティ施設を設置し、及び管理に参加するよう努めるものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、昭和55年7月1日から施行する。

~ MEMO ~

矢巾町 企画財政課

〒028-3692 矢巾町大字南矢幅第 13 地割 123 番地

電 話 019-697-2111(代表)

019-019-611-2721(ダイヤルイン)

F A X 019-697-3700(代表)

電子メール k_community@town.yahaba.iwate.jp